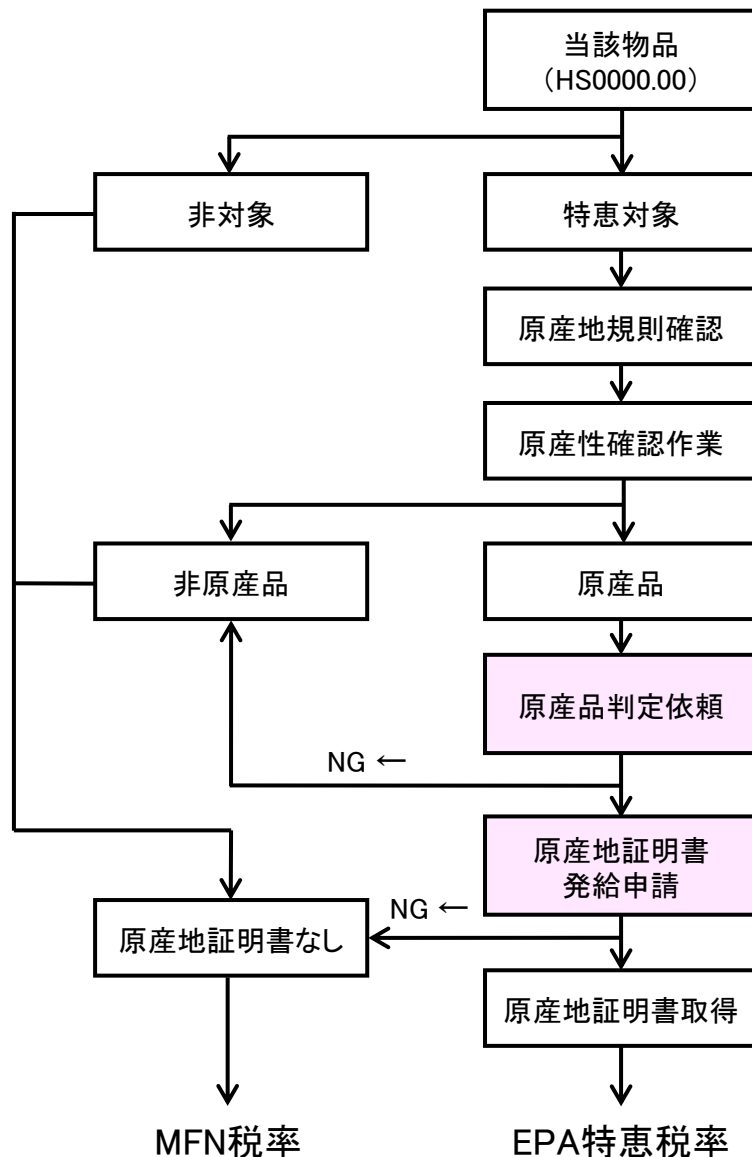


輸出産品の原産性確認の手順



HSコードが分からない場合、
例えば、輸入者を通じて輸入国税関に問い合わせる、あるいは、過去に
輸出実績があれば、その時の輸入許可証、納税証明書のHSコードを
輸入者から連絡してもらう。または、輸出統計品目表で調べる、ないしは、
税関に問い合わせる(4頁参照)

関税率表および譲許表から調べる
(ジェトロウェブサイトの「EPA活用マニュアル」参照)

協定文・品目別規則から調べる
(ジェトロウェブサイトの「EPA活用マニュアル」参照)

後頁で説明

原産性確認の証明書類の保存

近隣の取り扱い商工会議所で企業登録の後、オンライン上で判
定依頼を行う

原産品判定番号を取得後、オンライン上で申請を行う

注: 特定原産地証明書発給申請手続きの詳細は日本商工会議所
ウェブサイトの「特定原産地証明書発給申請の手引き」を参照ください。
<http://www.jcci.or.jp/gensanchi/system.html>